

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 19 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和28年6月25日、資格喪失日は、同年11月6日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

申立人のB事業所における資格取得日は、昭和31年9月1日、資格喪失日は、同年10月25日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和31年9月の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月25日から32年5月15日まで

夫は平成18年に亡くなっているが、申立期間においてA、B、C、Dの各事業所に勤務していたと、生前に聞いたことがあり、夫の身内や友人からも同様の話を聞いている。また、当時の同僚と一緒に写っている写真も残っている。

A、B、C、Dの各事業所に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和28年6月25日から同年11月6日までの期間については、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所の管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が当該期間について、A事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和28年6月25日に被保険者資格を取得し、同年11月6日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和31年9月1日から同年10月25日までの期間については、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所の管理するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が当該期間について、B事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、B事業所の事業主は、申立人が昭和31年9月1日に被保険者資格を取得し、同年10月25日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和31年9月の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和28年3月25日から同年6月24日までの期間、同年11月6日から31年8月31日までの期間及び同年10月25日から32年5月15日までの期間について、C事業所は昭和35年4月1日付けで厚生年金保険の新規適用事業所の手続が取られており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが社会保険事務所の記録により確認できる。

また、同僚に照会したところ、「申立人を記憶しているものの、当時、C事業所は法人化されておらず、個人経営であったため、厚生年金保険には加入していないと思われる。」との証言を得た。

このほか、C事業所について、当該期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、D事業所については、「D事業所では、長く勤めない人の社会保険の手続は行わなかった。」との申立人の姉の証言及び、「D事業所では試用期間を設けていた。」との当時のD事業所職員の証言から、申立人は申立期間に保険料を控除されていなかったことが推認できる上、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険番号*番（昭和25年5月18日取得）から同番号*番（昭和34年4月1日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、D事業所について、当該期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年

金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和28年3月25日から同年6月24日までの期間、同年11月6日から31年8月31日までの期間及び同年10月25日から32年5月15日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B製作所における資格喪失日（昭和20年9月1日）及び資格取得日（昭和20年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から同年10月1日まで

A事業所B製作所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

A事業所に定年まで継続して勤務しており、同社が発行した感謝状からも継続勤務が分かるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A事業所B製作所において昭和20年7月12日に厚生年金保険の資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失後、同年10月1日に同事業所同製作所において再度資格を取得しており、同年9月の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立人が提出したA事業所が発行した感謝状から継続勤務が確認できる上、申立人と行動を共にしていた同僚は、「申立人と一緒に終戦後の昭和20年9月の期間もA事業所に勤務し、給与が支払われた記憶がある。」と証言しており、当該同僚の厚生年金保険の記録は申立期間においても継続していることから、申立人は同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B製作所

における昭和 20 年 10 月の社会保険庁の記録から、100 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間に係る資格喪失日（昭和42年4月1日）及び資格取得日（昭和42年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年10月1日まで

昭和42年3月23日にA事業所に入社して以来、平成20年9月30日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、途中で厚生年金保険の被保険者期間が抜けてしまっていることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A事業所において昭和42年3月23日に厚生年金保険の資格を取得し、同年4月1日に資格を喪失後、同年10月1日に同事業所において再度、資格を取得しており、42年4月から同年9月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立人が提出した平成20年分退職所得の源泉徴収票においてA事業所の就職年月日が昭和42年3月23日、退職年月日が平成20年9月30日となっていること、及び当時の同僚の証言から判断すると、申立人がA事業所に継続して勤務していたことが確認できるほか、当時の同僚は、「申立期間における申立人の業務内容、勤務形態に変更は無い。」と証言しており、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の保管するA事

業所における当時の同僚の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る厚生年金保険の資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付する場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 2 日から 32 年 4 月 4 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、自分は、申立期間について、脱退手当金を受給した記憶が無いので、年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 1 か月後の昭和 33 年 5 月 8 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険に係る被保険者台帳の性別は男性と記録されており、申立人の年金記録の記録管理において適切さを欠いている上、仮に被保険者台帳に基づき脱退手当金を算定したとしても、支給決定された当時の制度では男性であれば受給権は発生しないことから、適正な事務処理が行われたとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの期間、60年5月から62年3月までの期間、平成4年3月から9年3月までの期間及び同年8月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和56年4月から58年3月まで
②昭和60年5月から62年3月まで
③平成4年3月から9年3月まで
④平成9年8月から11年3月まで

私は、国民年金保険料の免除となっている期間については免除申請した覚えは無く、保険料を納付しており、未納及び未加入となっている期間も保険料を納付していたはずなので、免除及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「国民年金保険料の免除となっている期間については免除申請した覚えは無く、免除、未納及び未加入となっている期間も保険料を納付していた。」と主張している。

しかし、申立期間①から④までの期間について、申立人は、納付金額等についての記憶が無く、保険料を納めていたはずだと述べるにとどまり、保険料を納付したとする状況はうかがえない。

2 申立期間①及び②について、申立人は、昭和46年3月に婚姻し、その妻が厚生年金保険に加入する60年11月までは、自らが夫婦の保険料を一緒に納めていたと主張しているが、この間の申立期間①及び申立期間②のうち60年5月から同年11月までの期間は、申立人の妻も申請免除となっている。

また、申立人は、「平成11年の申請免除期間を除いて、相当の所得があり、

免除申請をしても承認されるはずがない。」と主張しているが、申立人が提出した平成13年分の確定申告書（控え）及び昭和59年度から平成13年度までの売上額が記載された売上帳等を基に、申立人の妻が厚生年金保険に加入するまでの、申請免除となっている期間の課税所得を試算したところ、いずれも免除基準に該当していたと推認でき、申立人の主張と相違する。

なお、この試算は、申立人が提出した平成13年分確定申告書（控え）に計上された営業経費にサービス価格指数を乗じて各年の営業経費を算出し、売上帳に記載された各年の売上額から当該営業経費、配偶者控除額、扶養・特定扶養控除額、社会保険料（国民健康保険料等）を差し引いて算出した。

さらに、申立期間②のうち、昭和60年12月から61年3月までの期間は、申立人の妻が厚生年金保険に加入したため、申立人が任意加入対象者となり、国民年金被保険者資格を喪失したことから未加入期間となったと考えられる。

加えて、この処理に伴い、昭和61年4月に申立人の60年5月から61年3月までの申請免除期間の終期が、60年11月に変更処理が行われたことが確認でき、同時に、制度改正により、申立人が国民年金被保険者資格を再取得した昭和61年度が申請免除期間となっていることから、申立人が免除申請を行ったと考えるのが自然である。

3 申立期間③及び④について、両申立期間の間である平成9年4月から同年7月までの4か月が納付済みとなっているものの納付に遅れが見られる上、申立期間③の直前である4年1月及び同年2月が未納となっており、申立期間④の直後の11年4月から12年3月までの期間が申請免除、12年4月から13年8月までの期間が未納となっている一連の記録からは納付記録に不自然な点は見られない。

4 そのほか、申立期間は128か月と長期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月及び同年3月

私は、平成8年1月に市の嘱託職員として採用され厚生年金保険に加入したが、同月の国民年金保険料を納付したため、これが誤納となり、保険料1万1,700円のうち、1万1,100円が7年1月分の保険料に充当処理され、残額600円が還付された。この時、申立期間の保険料が未納であったことが分かり、8年6月にこれを納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の都合により電話による事実確認の聴取が難しいことから、当委員会が申立人に、国民年金の加入手続、保険料の納付状況等について文書で照会したが、ほとんどの質問事項について未回答であったため、申立人が保険料を納付したと推認するための事実確認ができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した資料として、支出金額等を日記から転記した「出納メモ」(コンピュータからプリントアウトしたもの)を提出しているが、この根拠となっている日記の提出を個人情報の観点から拒否しており、閲覧さえも拒んでいることから、原本の確認ができず、保険料を納付したと推認することができない。

さらに、社会保険庁オンライン記録では、平成8年11月7日に国民年金の未納保険料の納付書が発行されており、この時、申立人は厚生年金保険に加入し、これ以前の保険料未納期間は申立期間のほかにはないことから、発行された納付書は申立期間のものと推定でき、この時点で申立期間は未納であったと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月及び平成4年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和55年4月
②平成4年10月

私は、昭和42年から厚生年金保険か国民年金のどちらかに加入しており、この切替えも適切に行って、納付書が来れば必ず納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法及び納付金額を覚えていないと述べるなど記憶があいまいである。

また、申立期間①及び②の国民年金資格期間(昭和55年4月1日資格取得、同年4月2日資格喪失、平成4年10月26日資格取得及び同年11月2日資格喪失の各記録)については、厚生年金保険の加入期間に合わせて、平成9年1月29日に処理が行われ、この時点で申立期間①及び②の保険料は、時効のためさかのぼって納付できなかつたと考えられる。

さらに、申立人が所持する当初の年金手帳には、申立期間のこの記録(資格取得日及び同喪失日)は記載されていない。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことはうかがえず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案970

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から51年3月まで
昭和44年ごろ、父親が私の代わりに国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていたはずで、46年ごろに自分の店を開店してからは自ら金融機関の窓口で保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間のうち、昭和46年ごろまでの国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続をして保険料を納付したとする申立人の父親は既に他界し、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年4月に払い出されており、別に国民年金手帳記号番が払い出された形跡は無い上、申立人自身も3制度共通のオレンジ色の年金手帳しか見たことが無いと述べていることから、申立期間当時に国民年金に加入していた状況はうかがえず、払い出された時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和46年ごろ店を開店して、付加保険料も納めていたと主張しているが、申立人が付加保険料を納付し始めたのは51年11月からであること、及び申立人は前納により納付した記憶があるとしているが、昭和62年度までは前納による納付ではないことが確認でき、申立人の記憶と相違している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 971

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から43年3月までの期間及び45年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年3月から43年3月まで
②昭和45年10月から49年3月まで

役所から通知が来たので、私が役所で国民年金の加入手続をした。納付書が来れば定期的に納付しており、約9年間も未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年6月20日に払い出され、申立人は、同年4月から現年度納付を行っており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえないことから、このころ国民年金加入手続を行ったと考えられる。

また、申立人は、第3回特例納付により昭和36年4月から37年12月までの期間(うち、昭和36年4月及び同年5月分については、平成21年4月に厚生年金保険期間との重複が判明して、昭和38年1月及び同年2月に付け替え処理がされている。)の国民年金保険料を納付していることが確認でき、この時、受給資格期間(300か月)を満たすために、保険料を特例納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は103か月と長期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月から37年3月まで
②昭和37年7月から同年12月まで

役場の職員(又は委託職員)が勧誘に来たので、私の将来を心配して母親が国民年金の加入手続をして、保険料も納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の保険料を納付したとする申立人の母親は既に他界しており、申立人は、納付に直接関与していないため、当時の状況は不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和40年2月であり、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことはいかげなことから、申立期間①及び②については時効により納付できなかったと考えられる。

さらに、申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録欄に昭和36年4月から37年12月まで「届出前消滅」のゴム印が押され、当該申立期間直後の38年1月から39年3月までの保険料が、時効直前の40年2月19日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、当該申立期間後から保険料を納付したとするのが自然である。

加えて、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立期間①と②の間である昭和 37 年 4 月から同年 6 月までの期間については、国民年金手帳記号番号払出前にもかかわらず、社会保険庁及び市役所の記録では保険料が納付済みとなっているが、これは、昭和 37 年度に納付された 3 か月分の納付月が特定できなかったことから、当初 37 年 4 月から同年 6 月までの分として処理されていたものの、今回、申立てを契機に申立人から領収書が提出され、この 3 か月分が 38 年 1 月から同年 3 月分であることが判明したため、同期間を納付済みと訂正したものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年3月までの期間及び39年7月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年10月から39年3月まで
②昭和39年7月から44年3月まで

昭和40年ごろ勤務していた会社が倒産したため、国民年金保険料をしばらく納められなかった。その後、市役所から、今納めないと年金がもらえなくなると言われ未納分を順次納めたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「市役所から今納めないと年金がもらえなくなると言われ未納分を順次納めた。」と主張しているが、申立人の国民年金保険料の納付状況についてみると、社会保険庁のマイクロフィルムから、昭和44年度から49年度までの期間の国民年金保険料を第2回特例納付（昭和49年1月から50年12月まで実施）により納付したことが推認でき、50年度以降の保険料については未納が無く、申立人の主張と一致していることから、この特例納付の時点で受給資格期間300か月を考慮して60歳までの納付可能月数318か月分を納付したと考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出され、一緒に納付していたとする申立人の元夫も申立期間は未納となっている上、申立人が納付したと記憶している保険料額は、実際の額と相違する。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことはうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）も無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 6 日から 36 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所の記録を確認したところ、A事業所における厚生年金保険加入日が昭和 36 年 4 月 1 日となっていた。
B事業所を退職した日の翌日にA事業所に入社したので、申立期間に厚生年金保険に加入していないことに納得がいかないため、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、当時の社会保険事務担当者から、「入社時に未経験である者は、学校からの職業紹介で社会保険の加入を条件とされている新卒者を除き、入社後すぐには厚生年金保険に加入させないで試用期間とし、勤務状況、能力をみながら本採用しており、本採用の際に厚生年金保険に加入させていた。また、従業員の給与から天引きした厚生年金保険料（健康保険料含む）と社会保険事務所から送られてくる納付書とを突き合わせており、厚生年金保険未加入者の給与から厚生年金保険料は天引きしていない。」との証言を得た。

また、申立期間より後の社会保険事務担当者からは、「A事業所では、未経験者は、すぐに辞めてしまう人が多いため、試用期間を定めており、試用期間中は厚生年金保険に加入させない慣習があった。」との証言を得た。

さらに、複数の同僚（入社時、未経験者）からも、実際に入社日より遅れて厚生年金保険に加入している旨の証言を得た。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月から 45 年 2 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所に勤務していたことは確かであるので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人が同僚として名前を挙げた者の中で、申立期間において厚生年金保険の被保険者としての記録を確認することはできず、申立期間後に、厚生年金保険の資格を取得していたことが確認できる者もいるため、A事業所では必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務期間については分からない。」と証言している。

さらに、事業主及び上司とは、連絡を取ることができず、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について、証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号*番（昭和 44 年 10 月 27 日取得）から昭和 45 年 2 月取得の最後の同番号*番（昭和 45 年 2 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成4年7月1日から5年7月31日まで
(A事業所)
②平成11年4月1日から15年6月30日まで
(B事業所)

社会保険事務所へ厚生年金保険の記録に関する照会をしたところ、申立期間について報酬の一部が含まれずに算定された標準報酬月額となっていることが分かった。適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間①及び②について、申立人から提出のあったそれぞれの給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致しており、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、A事業所及びB事業所に係る社会保険庁の記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が両申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 1 日から平成 10 年 5 月 21 日まで
60 歳で裁定請求を行ったときから年金受給額が低いと思っていた。社会保険事務所に相談に行ったところ、A事業所で勤務していたときにもらっていた給与の額と標準報酬月額が大きく違うことが分かった。
申立期間当時の家計簿と給与の振込のために会社から預かったメモを所持しているので、標準報酬月額を給与の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した家計簿等から、申立人は申立期間において、社会保険庁で記録されている標準報酬月額を超える給与額を得ていたことは確認できるが、保険料控除額を確認することはできない。

一方、昭和 53 年 6 月 1 日でA事業所での被保険者の資格を喪失した同事業所の元取締役は、53 年 2 月の給与明細書を所持しており、給与明細書から確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額を比較したところ、保険料控除額に見合う標準報酬月額の方が報酬月額に見合う標準報酬月額より低い額であることが確認でき、保険料控除額に見合う標準報酬月額は社会保険庁で記録されている標準報酬月額と一致している。

また、A事業所に係る社会保険庁の記録から、申立人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認できず、申立人以外の従業員の標準報酬月額と比較しても特に不自然な点は見当たらない。

このほか、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 571

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 3 月 31 日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、勤務期間に対して厚生年金保険の加入期間が短いことが分かった。

申立期間についてもA事業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人は、当該事業所において昭和42年8月1日に資格を喪失していることが確認でき、同日は社会保険事務所の記録と一致している。

また、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人は、昭和42年8月18日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、事業主の妻は、「従業員の給与や社会保険事務等はすべて夫が担当していたので、厚生年金保険のことについては分からない。」と証言しており、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 572

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から 12 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、従前まで 59 万円だった標準報酬月額が 20 万円に引き下げられていた。
申立期間についても、月額 100 万円程度の報酬を得ていたため、標準報酬月額を 59 万円に見直ししてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成 12 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 2 月 3 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額の記録が 59 万円から 20 万円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険料滞納の対策として、社会保険事務所の職員から指導を受け、自らの標準報酬月額をさかのぼって引き下げることに同意し、A事業所の被保険者報酬月額変更届に押印したとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年4月1日まで

A事業所に代表取締役として勤務した期間のうち平成4年1月から5年3月までの標準報酬月額について、給与が月額30万円くらいであったと記憶しているが、社会保険庁の記録では8万円に見直されていることが分かったので、見直し前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成5年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日付けで申立人の4年1月から5年3月までの期間に係る標準報酬月額を41万円から8万円にさかのぼって減額見直しされていることが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険関係の手続きは元顧問税理士にまかせており、厚生年金保険料の支払いに関することは分からない。」と主張しているが、当該元顧問税理士は、「当時、A事業所は厚生年金保険料を滞納しており、その件について話をしたことがあるので事業主が知らないはずはない。また、申立人に係る資格喪失届及び標準報酬月額変更届並びに適用事業所全喪届を書いたかもしれないが、社印は事業主が保管しており社会保険関係の届出は事業所が行うことになっていた。」と証言している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、A事業所での資格喪失日と同日に健康保険の任意継続被保険者となっており、その標準報酬月額は8万円であったことが確認できることから、申立人は引き下げられた標準報酬月額について承知していたことがうかがえる。

以上のことから、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額が減額処理に関与したものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から7年10月31日まで

私がA事業所の代表取締役として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって下げられているが、当時55万円くらいの給料だったので訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、当初、申立期間の標準報酬月額は、平成5年1月から同年10月までは53万円と記録されているところ、平成5年11月17日に同年1月1日にさかのぼって53万円から20万円に減額訂正されたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録では、A事業所は、平成7年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の8年1月9日付けで、申立人の6年8月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額を53万円から9万2,000円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本及び申立人の証言から、申立人は、申立期間当時、A事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、保険料の滞納があったことを承知しており、社会保険事務所の職員から申立人の標準報酬月額を下げる話を聞いたと記憶している上、社会保険関係の事務手続及び給与計算を含めた経理事務はすべて申立人自身が行っていたとしている。

さらに、申立人は、「会社の代表者印は鞆の中に入れて自分が管理しており、自分以外の者が代表者印を押印することはできなかった。」と述べていることから、申立人は、A事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与したものとするのが自然である。

一方、申立期間のうち、平成5年11月から6年7月までの期間の標準報酬月額については、遡^{そきゅう}及して減額訂正されていないことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額訂正が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月から 25 年 3 月まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無旨の回答を得た。

同僚 4 人の名前を記憶しており、勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚についての記憶から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことはいかがわれるが、申立人が名前を挙げた同僚 4 人は全員死亡しており、申立期間当時、同事業所の被保険者であった複数の同僚は申立人のことを記憶しておらず、勤務時期及び期間を確認することはできなかった。

また、A事業所の申立期間当時の事業主の息子（現事業主）に、申立人に係る記憶の有無を確認したところ、「申立期間当時、申立人が自宅に来院したことを覚えているが、当時自分は学生であり、また、当時の資料も無いことから、申立人が当社の従業員であったかどうかは分からない。」との証言を得た。

さらに、A事業所の事務担当者から、「昭和 47 年以前の資料は保存していないため、申立人が勤務していたことを確認することはできない。」との回答を得た。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号*番(昭和 22 年 2 月 1 日取得)から同番号*番(昭和 25 年 5 月 18 日取得)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立

人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 7 日から 11 年 7 月 20 日まで

A事業所に勤務していた当時の標準報酬月額を社会保険事務所で確認したところ、同事業所から支給されていた給与の額と標準報酬月額に相違があることが分かった。A事業所の給与明細書を書き写したメモを所持しているため標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出したA事業所の給与明細書から書き写したとしているメモによれば、申立人は社会保険庁が記録する標準報酬月額を超える総支給額を得ていたことが確認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額は2万7,760円と記載されており、この額は社会保険庁が記録する申立人の標準報酬月額32万円に見合う保険料控除額であることが確認できる。

また、A事業所に係る社会保険庁の記録において、申立人の標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して引き下げられているなどの不自然な点は確認ができず、申立人以外の従業員の標準報酬月額と比較しても特に不自然な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 577

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 28 年 7 月 20 日から 29 年 4 月 1 日まで
②昭和 31 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
③昭和 31 年 2 月 1 日から 33 年 3 月 21 日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間③の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 3 月 21 日の前後 2 年以内に資格を喪失したことが確認できる厚生年金保険被保険者期間を 2 年以上有する 9 名のうち、資格喪失日に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた 1 名を除く 8 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間である 3 回の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年4月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月から同年 11 月 21 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。
しかし、自分は、A事業所に昭和 36 年 2 月から継続して勤務しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の人事記録から、申立人がA事業所で勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、A事業所の担当者からは、「人事記録には、申立人が昭和 36 年 11 月 21 日以降は臨時建設員という従業員区分で記録されているが、申立期間については、関連資料を既に廃棄しており、申立人の従業員区分を確認できない。当時、臨時建設員以外の従業員区分としては正社員と日雇人夫があり、日雇人夫であれば厚生年金保険には加入させない取扱いであった。」との証言を得られたほか、当時の同僚からは、「A事業所では、日雇人夫を経て臨時建設員になる慣行があった。」との証言を得た。

また、申立人がほぼ同時期にA事業所に入社したと記憶している同僚についても、昭和 36 年 11 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間はA事業所における厚生年金保険被保険者としての記録を確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。